

事実調べを実現させ、再審開始決定を勝ち取るための決議(案)

石川さんと弁護団が2006年に第3次再審請求をおこなってから今年で18年目を迎えます。2008年に就任した門野裁判長は三者協議(現時点で58回)を開始し、検察に証拠開示を勧告しました。検察は現時点で190点以上の隠し持っていた証拠を開示しました。弁護団はその証拠をもとに石川さんの無実を示す新証拠を次々に提出し、現在、提出した新証拠は269点にのぼります。

2022年8月29日、狭山事件の弁護団は東京高裁に対して、鑑定人11人の証人尋問を求めるなどの事実取調請求書を提出しました。検察官は、「事実取調請求」に対して、鑑定人の証人尋問も、インク資料の鑑定実施もすべて必要ない、弁護団が提出した新証拠は新規性も明白性もなく再審開始の理由にならないから事実調べの必要性もないと主張しています。裁判所自らが鑑定人尋問や鑑定をおこない「確定有罪判決に合理的疑いがある」ことを確かめるべきです。しかし、大野裁判長は、何等の判断もせず昨年12月に退官し、新たに家令和典・裁判官(62歳)が就任しました。

家令裁判長就任以後はじめてとなる三者協議(第58回)が2月27日に開催され、弁護団が要望していたプレゼンテーションを次回三者協議(4月中旬)で行うことが決まりました。プレゼンテーションでは、新たな裁判長になったことを踏まえ、これまでの審理経過や第3次請求の全体像について、弁護団から説明し、事実調べについての具体的協議の開始を求めています。

事実調べを行うかどうかは裁判所が判断することになります。裁判所を動かす闘いを強めていかなければなりません。2022年9月から始められた署名は全国で52万筆を超えています。事実調べを実現させるため、署名を継続、強化していきましょう。全国の狭山事件の再審を求める闘いと連帯し、60万、70万の署名を獲得し、裁判所を動かす世論を拡大していきましょう。

狭山東京実行委員会は、あらゆる媒体、手段を講じ、東京高裁に事実調べを求める署名運動を継続、強化するなどこれまで以上の闘いを展開していきます。

石川一雄さんは今年で85歳になり、健康に万全の注意を払いながら、無実を訴え続けています。部落差別と冤罪を許さない社会的世論をこの東京の地で作りあげ、事実調べ実現一再審開始、無罪判決をかちとろう。

右、決議する。

2024年3月25日

狭山東京実行委員会第29回総会 参加者一同